

総務部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年4月14日から同年6月28日まで

3 監査の対象及び範囲

総務部の所管に属する令和3年4月1日から令和4年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

ア 令和3年度本庁舎非常用発電機の更新及び浸水対策事業についての調

査及び測量実施に係る業務委託料の不足額への節間流用について、根拠資料として添付された見積書の徴取年月日が、予算流用確定日より後の日付となっていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(予算流用確定日 令和4年1月11日、見積書徴取年月日 令和4年1月27日)

(総務課)

イ 職員服務規程によると、職員は、出張をするときは、出張命令書により上司の決裁を受けなければならないと規定されているが、人事課の職員採用試験関係事務における令和3年10月分の市外出張について、支給した旅費額に過不足はなかったものの、出張命令書により上司の決裁を受けていないものがあったので、今後は、職員服務規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(人事課)

(2) 支出に関する事務

予算決算及び会計規則によると、概算払の精算について、その用務終了後10日（休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、証拠書類を添えて会計管理者に送付しなければならないと規定されているが、次の出張旅費（概算払）について、支給した旅費額に過不足はなかったものの、用務終了後10日を超えて精算が行われていたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・市町村アカデミー「固定資産税課税事務（家屋）」研修受講に係る旅費
(用務終了日 令和3年11月19日、精算手続日 令和3年12月27日)
- ・市町村アカデミー「住民税課税事務」研修受講に係る旅費
(用務終了日 令和3年11月19日、精算手続日 令和3年12月27日)
- ・市町村アカデミー「災害に強い地域づくりと危機管理①」研修受講に係る旅費
(用務終了日 令和3年12月2日、精算手続日 令和3年12月27日)

(人事課)

(3) 財産管理に関する事務

物品会計規則によると、物品で不用になり、又は使用に堪えないものができたときは、会計課物品出納員に返納しなければならないと規定されているが、次の備品について、会計課物品出納員への返納手続を行わずに除却されていたので、必要な措置を講じ、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品 名	備品番号	金 額	取得年月日
騒音計	0000023358	141,831円	1989年5月24日

(人事課)